

第七十回国会
衆議院

大蔵委員会議録第三号

(三〇)

昭和四十七年十一月八日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 金子 一平君

理事 奥田 敬和君

理事 田中 六助君

理事 村山 達雄君

理事 松尾 正吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 佐伯 宗義君

理事 地崎宇三郎君

理事 中島源太郎君

理事 藤井 勝志君

理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君

理事 山中 吾郎君

理事 小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣 植木庚子郎君

出席府政委員

大蔵政務次官 大村 襄治君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敬一君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省関税局長 秋吉 良雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

大蔵省国際金融局長 林 大造君

文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君

文部省大学學術局長 木田 宏君

委員外の出席者

日本輸出入銀行 澄田 智君

總裁

第一類第五号

大蔵委員會議録第三号

昭和四十七年十一月八日

大蔵委員会調査 末松 經正君

委員の異動

十一月八日

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

兼任

本日の會議に付した案件
對外經濟關係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○金子委員長 これより會議を開きます。
對外經濟關係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私は、いま提案になっておる法案が、円対策全体の国内総合政策との関連においてどれだけの効果があるのか、法律の周辺を取り巻く政策との関連においてどう評価するかというところを見きわめたいために御質問いたしたいと思ひます。

時間がないので簡潔に質問を進めていきたいと思ひますが、まず端的に政務次官にお聞きしたいのですが、第一回の円切り上げ政策は成功したと見るのか失敗したと見るのか、現時点においてどう評価されておるのか。

○大村政府委員 お尋ねの第一回の円切り上げの成果がどうなっているかという点についてでございますが、この種の措置の効果というものは、相当長い時間がかからないと全般的な効果を把握することが困難であるといわれておりますので、まあ一年近く経過しておりますが、その間に起こった状況を顧みましても、確かに輸出のほうにややブレーキがかかつてきたという点、また最近におきましては輸入が次第にふえ始めているというふうな点等から推しまして、ある程度の効果はすでに生じているものと私も考えているわけでございます。しかし、全般的な効果につきましては、

なお若干の時日をこれから要するものと考え次第でございます。

○山中(吾)委員 まあいいまいに、ある程度効果が出ていてという評価を現時点でされておるようであります。植木大蔵大臣の演説を見ましても、大体同じようなあいまいな評価をしておるようであります。長い期間というの、一年ないし一年半で効果が出なければ失敗したと見る。これはもう學者の通説なんです。そういう点からいって、これはよく聞く時間がありませんで、まだ失敗したと見きわめていないとすれば、今後これを効果あらしめるためにあらゆる政策を遂行していく方針なのか。あるいは失敗という方向に考えておるならば、再切り上げもという準備を考へておることになると思う。第一回の円切り上げは功を奏しつつあるので、これからの総合政策のあり方によつては、十分これで黒字の國際經濟環境を適正化することは可能なんだ、そのための対策をこれから立てていく方針なのか、それを明確に聞いておきたいと思ひます。

○大村政府委員 ただいま御指摘のとおりでございます。再切り上げを防止するためにさらに最善を尽くしてまいらうということで、先月二十日に關係閣僚懇談会の手によりまして新しい円対策の要綱が決定を見たのでございます。そのうち立法事項につきましては、今国会に提案して御審議を願つてゐる。私どもは、立法事項以外の政府で実行できるものにつきましては極力その実施をはかることによりまして、再切り上げをあくまで防ぎたいという気持ちでございます。

○山中(吾)委員 いまの次官の御答弁をよく頭の中に入れて今後見守つていきたい、またわれわれのすべきことを努力していきたいと思ひます。覚えておいていただきたい。

それで、個々の問題に入つていきたいのであり

ますが、質問がダブらないようにしていきたいので、いままでの点については触れないことにいたします。

端的に関税引き下げの法案の中で、別表第五の暫定簡易税率表ですね。ここにアルコール飲料についての一覧表がありまして、これについての思い切った引き下げがあります。私はこのことだけについて、一応税行政についての基本的な考え方が、財源をとにかく多くすることだけが目的で、あるいは輸入を多くすることだけが目的で、あるいは輸出を多くすることだけが目的で、その品目の税率を上げ下げすることによって国内の国民の健康状態に対して有害であるかとか、あるいは憲法の思想に基づいて不適当であるかとか、あるいは価値評価というものが税行政には不要なのか、考えてやられるのか、その基本的な価値観というものは税行政に要するものか、それと、それをお聞きしておきたいと思ひます。

○秋吉政府委員 あるいは的確な御答弁でないかもしれませんが、関税につきましては、やはり最近多角的な機能が関税面に期待されるものがふえてはおります。もちろん関税の本体は、財政関税、それから保護関税ということが主体ではないかと思ひます。最近になりました、物価対策あるいは消費者対策、公害問題、あるいはさらに南北問題ということで特恵関税制度、こういった点がいまいろいろ見直されているということでございますが、いま御質問の衛生的な面、そういった点ではまだ関税機能としては熟していないということではないかと思ひます。

○山中(吉)委員 私の質問申し上げておるのは、局長では無理かもしれませんが、政務次官にお聞きするのはいかがでしょうか。たとえば輸入を増加するという方針を持った場合に、バナナなどは国民の栄養にプラスになり、また国内産とは違った栄養価もある。それと関係しながら、その辺は関税を下げようというふうな場合には、一つの価値観が入っていると思ひますね。と

ところが、現在日本の飲酒の量というのは非常にふえておる。全国で大体アルコール中毒患者が十方に近づきつつある。しかし、それは日本の清酒はアルコールのパーセンテージが少ないうえ、ヨーロッパに比べて十分の一以下である。アルコールのはアメリカあたりではたいへんである。それはウイスキーとかそのほかアルコールのパーセンテージが非常に多いからである。こういうものはできるだけ日本の国民の健康保持のために、いろいろな政策があつても、これを安く輸入するということは最後に回すべきではないかということ、価値観が入るかどうかの問題なのです。いま円対策として考えるときに、輸入を多くするために関税を下げようというときにおいても、いまだんだんウイスキーの飲酒の横行というのはふえておる。私は、これが自由に入つてくると、ヨーロッパと同じようなアルコール中毒患者が百万、二百万になると見ておる。そういうときに何の価値観も入れないで、円対策に便乗して、あるいはどこかの業者のほうの要求とかかりませんけれども、何らの価値観も挿入しないで——私はこの法律を見ますと、アルコール飲料の一覧表の三、四ページだけが一番目の中に大きく入っている。こんななまでに一番最初に入れなければならぬのか、円対策で、こういうものこそあとでいいのではな

いか。これがどれだけ円再切り上げの防止に役に立つのか。そして一方に国内のアルコールの少ない清酒でなれておる日本国民に、今度はアルコールの非常な多い、アル中になりやすい外国酒を普及することによって、どれだけ国民の健康状態をマイナスにするか、どれだけアル中をつくるデメリットというものが多くあるかという評価をされないのか。こういうことを、この法案を見たときに一番私は痛感をするので、次官の御所感を聞いておきたい。

○大村政府委員 確かにこの法案を一見いたしますと、アルコール類ばかり目につくような感がある。たすわけでございますが、とにかく関税も一応財政の範疇に属する手段でございますので、直接的には経済関係が先行するものと考へますが、高度福祉国家を目ざす以上は、やはり憲法が目ざす福祉国家の理念、あるいは国民の健康とかそういった観点も全然考慮の外に置いていいものであるかどうか、その点につきましては、確かに御指摘のような感じがいたす次第でございます。そこで、現在行なわれております制度を、円対策の一環としてとりあえず一律に引き下げることに今回いたしてはいるわけでございますが、なお基本的なあり方につきましては、また引き続きして根本的な検討を行なう際にそういった点も考慮に入れようようにさせていただきます。思ひます。

なお、アルコールの点が目につくのは、これは私見でございますが、率できめておりますのは改正条文も書きやすいわけでございますが、いろいろ分類して額できめておりますのは、一々書き改めるような条文を用意する必要があるのか、条文も長く、またお目に立ちやすいのではないかと、これは私の感想でございますが、御参考までに……

○山中(吉)委員 私の趣旨は、こういうものを下げる必要はないという思想に立っているものから申し上げておるのでありますが、国内産の清酒の一年間の酒税は幾らですか。

○大倉政府委員 ちょっとただいま資料を調べまして……

○山中(吉)委員 酒の一年間の税収入です。

○大倉政府委員 酒税収入全体で七千三百三十六億円ほど予定いたしております。

○山中(吉)委員 日本酒だけですね。

○大倉政府委員 その点をいま調べております。

○山中(吉)委員 七千三百三十六億円という税金は、おそらく酒の価格の二分の一に近いほど高税だと思ひます。そういう酒を飲む人は税金を飲んでおるようなものである。税金を二十年、三十年まじめに一生懸命飲んでおる者がアル中になる。ある意味においては、国家財産に一番奉仕したものがアル中になっておる。これだけ税金を取

ておるので、わざわざ外国のアルコールを入れて危険なものをまた飲ます必要はないんじゃないか。私は酒の税金というの点について、日本の税行政に一番疑問があるものだから、国民の健康を守るために、安い酒にすると飲み過ぎるから、高くするために高い税金をかけているんだというならば、健康を守るための趣旨はわかる。それでなく、ただ財源を多くするために、酒を飲みたい者は三度のものを二度にしても飲みたい弱点をつかんで高税をかけて、そしてただ財源を多くするために酒税を特別に高くしておるというなら、福祉国家の思想に反する。いずれにしてもこの辺でいいじゃないか。さらにいろいろと考える筋はないと思ひます。大体農産物その他の関係について外国の圧力があることはわかつておるが、アルコール類の関税を下げるという圧力は一体どこにあったわけですか。どこからこういう要求があるんですか。

○大倉政府委員 お酒に対する税金のあり方でございますが、これまでは、やはり嗜好食品としての常識的な経済価値に着目して国内の税率もきめておられますし、外国の洋酒類につきましても、その観点からきまつておるのではないかと思ひます。でございますして、先生のおっしゃいますように、健康に害があるから、これを税制によって抑えていくんだというふうな配意は、これまではそれほど強くなかつたのではないかと感じいたします。わけでございます。そこで、この洋酒の問題でございますが、御説のように、アルコール度は高いわけでございますが、国内産のウイスキーなどもだいたいふえてきておりますので、その辺の兼ね合いもございまして、今回は円対策で、既定の関税を見直して、一率に二〇%引き下げることに

よつて円対策の一環に資するという観点で、とりあえず改正を行なう、こういうことでございまして、基本的な問題につきましては、御指摘のようにより多々あるかと思ひますが、これはまた別の機会にひとつ検討することにさせていただきます。と思ひます。

二

○山中(吉)委員 円対策に一番影響の少ない、しかし日本の国民の健康に害のあるものが一番最初に改正法案の三ページも四ページも占めて出てくるものですから、将来に対して警告を発しておきたいと思ひます。あまりこういうものは——政策というものは、先にすべきものをあとにし、あとにすべきものを先にすることによってその政策は適、不適になると思うので、将来の税行政の問題として、私はその点の検討を要望しておきたい。このことは、この機会でありまして申し上げますけれども、税の場合には公平の原則という技術上の原則だけがたつた一つの原則になっておると思うのでありますけれども、そうでなくて、私はやはり、旧憲法時代から軍事費を調達するため、たばこの専売とか酒税を高くした、そういう歴史的沿革は知っているのですが、それをそのまま伝統的に持ってくるのではなくて、現在の憲法のもとに税行政を考える場合には、憲法との関係における価値観を入れるべきである。その一つのわずかなあらわれとして、私は、最低の生活費は税によって食ひ込まれない、所得税は食ひ込まないという一つの価値観が入ってきたことは非常に喜ばしいことだと思つてゐるのです。その他の、憲法の規定しておる人権を行使する面については、やはり税の関係においては軽減を考へるという価値観も入れるべきであり、人権の発達を阻止するような税金の取り方は抑制すべきであるという程度の価値観は大蔵省においても考へるべきである。円対策、公害対策その他の政策税制がこれらにたぐさん出てくるわけでありまして、その点、少しも考へていないということを非常に遺憾に思つて、その一例として申し上げたのであります。

それは、前の機会にも私が、憲法二十六条で国民は教育を受ける権利があるという、その教育を受ける権利という人権が保障されたあとにおいて、しかも義務教育で憲法が無償としておるにもかかわらず、P.T.A.の立場において、小学校、中学校、高等学校の生徒の家計から相当の教育費が支出をされておる、これは当然に課税対象にすべきではないのじゃないか、そういう価値観を持つべきではないかと言つたことに對して、大蔵大臣以下は、家計からの教育費は他の方法で軽減をするものであつて、税の問題としては不適当であるという答へを續けてきておる。一方に医師の必要経費というものは免税にしておる。その辺に非常に混乱があると思ひますので、その点を、大蔵省においては、一つの政治の方向からあらわれてきた政策として税制を検討するときに、少なくとも憲法の価値観というものを忘れないで善処していただきたいことを要望しておきたいと思ひます。よろしいですか。

○大村政府委員 わかりました。

○山中(吉)委員 そこで、私の本論に入りたいと思ひますが、この関係懇談会決定の「対外経済政策の推進について」、ごく通俗的にいへば円対策ということになると思ひますが、昭和四十七年十月二十日、対外経済政策推進関係閣僚懇談会で決定されておるものがあります。その一の「輸入の拡大」この点については、関税の一律引下げ」という2の事項は、この改正法の一部に実施をされようとして出てきております。それから二の「輸出の適正化」この点についても、今度の提案の法案の中に一部その実施が具体化して出てきております。「資本の自由化」についても、輸出入銀行に關連をしてこれも今度のこの提案法案にある。最後の「福祉対策の充実」について、これは必ずしも立法事項ではないと思ひますが、ありますけれども、私の見るところにおいては、五の「福祉対策の充実」については、ほとんど肉眼では見えない。顕微鏡で見たらあるかもしれないが、肉眼では見えない。非常に片手落ちである。

○大村政府委員 「福祉対策の充実」の点でござりますが、これはいかがですか。

この「社会資本の整備」という点について、国内需要の増大について非常に輕視をしておるがゆゑに、円の切り上げの効果もまだなかなか出ていないのではないかとこのふりうに考へておるのであります。これはいかがですか。

○大村政府委員 この文章の五の2に「引き続

るの」であります。その中でおよそ四千億円にのぼる公共事業費の追加をお願いしております。その中で、環境の整備あるいはおくれにいたる社会資本の充実、そういった点に特にウエイトを置いておるわけでございます。下水道とか都市公園は当初予算のおよそ五〇%の引き上げを行なつております。また国立の療養所の特別会計の予算はほぼ一〇〇%引き上げというふうな点におきまして、この趣旨の実現を期している次第でございます。また財政投融資計画五千億の中にも、電

○山中(吉)委員 「社会資本」の中に含ましめる

ことはできると思ひますが、どこにも出ておりません。補正予算にも、義務教育費の不足分を出してただけなんです。何にもありません。次官、もう少し事実を調べてから、またいつか再答弁をお願いしたいと思います。

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

○山中(吉)委員

○大村政府委員

ト、そういうふうな関係、あるいは海外の受け入れ状況、そういうものを考えますと、私も来年度やれといわれましてやれる限度と申しますのは一万人程度じゃないかということ、その程度の予算を要求しております。

○山中(吉)委員 田中総理大臣の思いつきの十万人の教員派遣というものは、事実は実現できるものではないといふことは私もわかつておるのです。十万人出せば、教育を継続するために教員の補充をしなければならぬ。たいへんなことだ。しかし、この機会に教員に世界の事情を知らしめて、世界の中の日本の地位というものを自覚することによって、私は教育に対する使命感がおのずから生まれてくるし、非常に有効なる着想であると思ふのです。勤評などをやるよりはよほど賢明な金の使い方であり、最も有効な税金の使い方である。私は思ふので、その方向は賛成である。したがって文部省は、総理大臣がそういう着想を述べたならば、それを最大限に善用して、全教員が一度世界を見るという制度を定着せしめる。この機会に活用すべきだと私は思ふのです。そのことが貿易収支の黒字を減らし、一方に日本の次代のための金の使い方によって、国際経済の調整に非常に大きな役に立つと思ふのです。

そこでお聞きしたいのですが、一人大体百万円の世界視察の金がかかるのであれば、現在小、中、高の教員は六十万人ですか、そうすると全体で何ドルになりますか。私が計算すればいいのだがめんどうくさいから聞きたい。

○岩間政府委員 来年度は一万人ということで、五十億の予算を要求しておるわけでございます。これは一人当たり約五十万円ということで計算をいたしております。六十万の教員全体としますとその六十倍でございますので、三千億というふうな金額になります。

○山中(吉)委員 そこで私は、教壇に立つ前にすでに教育学部とか教員養成大学において、卒業までに、たとえば全世界を見なければ、東南アジアのあの悲惨な、ヨーロッパの植民地政策

の中で教育も奪われ、富も奪われ、統治能力もない、魂をなくしたアジア民族の姿を見せる、そして教壇に立たせるといふふうな制度はぜひ実現すべきではないか。そうすると毎年、小学校については大体一万人くらい補充しなければならぬ、中学校は五千人、高等学校は五千人、大体二万人である。その二万人が教壇に立つ前に、世界を見せるという制度を制度化して、そして同時にそれがドル減らしになるというならば一番いい制度ではないか。一人百万として大体二万人なら二百億円というものは減らすことができるし、最も有効である。ただ文部省が考えておる通りに教壇に立つたあと十年、十五年経験した者を論功行賞で出そうとするから、選別に差別が出て、権力に従順な者を選ぶのだとか、あるいはもう退職に近い者に世界を見せてもそれはおみやげ話になるだけである。教壇に立つまでに、戦前に兵学校で卒業前に世界を見た、これは軍国主義の制度と違ひますよ。例を申し上げただけである。世界を見て教壇に立たせるといふ制度は、何としても実現すべきではないか。そういうことを私はこの機会に来年度の予算において少なくとも芽を出すべきだと思ふ。こういう情勢の中で、これは世論も認め、また各政党もそれは認めるのだと思ふが、そういう用意があるのかどうか。

○木田政府委員 ただいま御指摘のございましたような考え方で、明年度以降、教員志望の学生が、ただ物見遊山でなくて、在学中、外国の大学でやはり広く大学教育を身につけてくる、こういうような趣向を考へてみたいと思つておりました。現在大蔵省と約五百人ほどの規模で相談をしておるところでございます。

○山中(吉)委員 一応要求をしておるならば非常にけっこうでありますから、ぜひ実現に努力をしていただきたいと思います。その場合は、今度は各国の所在の大使館には、そういう派遣教員の卵の指導その他について、担当書記官などがやはりないと、とても世話できないと思ふので、それに関連をした制度一般を、ぜひこの機会に福祉政策の中の教育

文化政策として実現することを要望したいので、大蔵省の認識も深めておかなければならぬし、政務次官の政治感覚も聞いておかなければならぬので、お聞きしておきたいと思ひます。

○大村政府委員 この種の構想は前からあったわけでございますが、外貨の保有状況もふえておりますので、積極的に実施するいいチャンスが来ていると私自身思つております。またやるならばお年寄りの方でなく、若い方を優先すべきではないか。その方向でひとつ来年度予算の編成にあたりまして検討させていただきたいと思ひます。

○山中(吉)委員 次官、覚えておいてください。青木主計官、聞いておるですね。次に、国立大学の研究設備が非常に貧弱である。現在東京大学が中心で大都市集中の弊害の中に学生がまた東京に集まつておるといふことも大学紛争の因にもなり、また学問的雰囲気がないから学生の心理が乱れる、いろいろなことが重なつて日本特殊の大学学生紛争現象が出ておると思ふのであります。それで、日本列島改造論において、工場の分散よりも、大学、教育の分散を先行すべきであるといふのが私の持論であります。その方途として地方大学を充実する。各府県に一つあります。これに、七大学を完備して、医科大学は東京に集まる学生はおらなくなるでしょう。法学部がない県は他に行くのである。医学部がないから他に行くのである。工学部がないから東京の工科に入ってくるのであります。そういう地方大学を充実するといふいわゆる大学教育の分散といふことが、まず第一にこのべき手段ではないかと思ふのであります。そういう練も考えながら、各大学の研究設備は非常に貧弱である。しかも、高度の分析機器などは、日本の国産品ではないのです。外国のものを入れないと完備はできないのであります。世界の最高の新しい研究施設設備といふものをこの機会に充実する。これはまた円対策、ドル減らしになるのであって、この機会に——大学の数だけはふえた、量は拡大されたが

質が非常に低下をしておる、日本の大学教育の実態を分析をして、国産では買えない研究設備、世界最高の研究設備を思い切つて外から買入れて、全国の大学の研究設備の充実をはかることをこの機会にすべきだと思ふのです。文部省にそういう用意がありますか。

○木田政府委員 御指摘のように、いま東京に非常にたくさんのお学生が集中をしております。国立大学では学生数の一二%ほどでございますけれども、私立の大学は約四八%、半数近い学生が東京におるわけでございます。そして大学教育の普及を見ました結果、現在四人に一人の青年が大学へ行くといふ状況になり、進学率が二六%という状況でございます。しかし、これも東京に大学が集中しております結果、東京の男子の青年は五十数%が大学に在籍をしておる。しかし、非常に進学率の低い県におきましてはわずか一割であるといふような、進学率についてもかなりアンバランスが目立ち、大学の所在につきましても非常に集中と過疎があるという実態を前にいたしまして、いま全体の高等教育計画と申しますか、そういうものを将来どのように構想するかという検討を鋭意進めておるところでございます。どのように考えてみましても、東京、大阪あるいは広島、神奈川等、現在進学率が男女合わせて四〇%をこえておる府県の実態等を考えますと、今後、数年間に日本全体として相当の進学率のアップといふものを考えなければならぬ。現在四人に一人が大学に入つてきて、一学年に五十万人近い大学生が大学の門をたたくことになっておるわけでありまして、これがやはり近い将来、十萬、二十萬といふふうになつてくるであらうといふふうにか考へておる。このふえる部分を、従来のように東京あるいは関西に集中させることのないようにする。このためには、現在の法律制度だけではちよつと処置のとりにきれないことがございます。大学の認可制度その他のことも考えなければならぬ。また、国立大学の整備のしかたにつきましても、基本的に考え方を變えて、全体の構想の

もとに進めていくことが必要になってくる
と思つていま、一兩年の間に、ひとつ基本
的な高等教育の将来といったような計画目標を樹
立したいと鋭意急いでおるところでございます。
○山中(吉)委員 あとの質問に対して、抜けてお
るのですが、国産品ではない世界最新の大学の研
究施設設備をこの機会に輸入する。円対策もかね
て世界の最高の研究施設、ことに高度の分析器具
などないでしよう、そういうものを輸入すること
によって設備の充実をはかるということが非常に
大事だと思ふ。非常にいい機会であると思ふ。こ
れは国策に沿うのですから、大胆に要求したらど
うだと聞いておるのです。

○木田政府委員 大学の教育研究設備の整備充実
ということば、御指摘のように今後相つとめて
まいらなければならぬ課題であります。教育研究
設備は、分野ごとにしましてそれぞれ計測器そ
の他の購入整備あるいは製作をはかるわけでござ
います。たとえばロケットのようなものにはいた
しませんが、そうした研究機器の開発をやはり国
内の手で進めていくという領域もございまして、
全部が全部外国のものに切りかえるというわけ
にはまいりませんが、現在までのところ、大体
教育研究設備で外国製を必要とするものについ
てはそのような購入を進めておるところでござい
ます。そこで今回の補正予算でも、従来設備の追加
というところはほとんどございせんでしたが、大
蔵省と御相談を申し上げまして大学の研究設備に
つきまして、六億六千万だったと思つておられ
ますが、研究設備の追加計上をすることにいたし
次第でございまして、御指摘のような御趣意に沿
いまして今後大学の研究設備等必要なものにつ
いての整備をはかり、そして輸入品等を必要とす
るものについてはほとんど購入をさしていただ
く、このように考えております。

○山中(吉)委員 恐縮ですが、あと二つ……。
○金子委員長 簡潔に願います。
○山中(吉)委員 大蔵政務次官、円対策として
私、論議しておるのですが、こういう機会に、私

は善用であると思ふのでありますが、国産品でな
い、アメリカその他にないふんと研究設備として
必要なものがあるからでございまして購入するとい
う方針を、教育文化政策の立場で要求があれば全
面的に受けるようにしてしかるべきではないかと
思ふのですが、いかがですか。
○大村政府委員 文部省とも相談しまして御趣旨
に沿つてやります。

○山中(吉)委員 それから、簡明に質問するから
簡明に御答弁願ひたいと思ひます。
在外邦人日本人学校があります。この間も中南
米に行つて見ましたが、教員の定員が非常に
少ない。各地区に三年あるいは四年くらい定住で
きるようにもっと文部省から教員を派遣してや
る。これもドル減らしなんです。この機会に定員
増をして、外国で実業あるいは公務で活躍してお
る方の子供たちに日本語を教える、日本の教育を
するために、十分の教員の定員を派遣すべきであ
る。非常に少ない。これも円対策の一環として善
用すべきテーマであると思ふので、それも要求す
べきではないか。局長及び次官の御意見をお聞き
しておきます。

○岩間政府委員 現在、海外子女のための学校数
は三十校でございまして、教員数が百七十名ほど
でございまして、毎年四十名程度ふやしてござい
ます。そのふやしてございまして、ただいま御指
摘になりましたように、国内と同様の水準まで外
国学校の教育を基準に合うようにいたしていくと
いうこと、それから引き揚げてまいります教員の
補充もございまして、そういうことで毎年四十名
ぐらいつつ純増いたしておりますが、引き続きま
してその充実をはかつてまいりたいというふうに
考えております。
○辻(敏)政府委員 在外日本人学校につきまして
は、海外で活躍をしておられる日本人の生活環境
の整備を進める見地から、従来より予算的に見ま
しても重点的に配慮してまいりましたところござ
います。四十七年度におきましては、ただいま文部省
からも御答弁申し上げましたように、派遣の教員

数をふやしますとか、あるいは新たに現地採用の
教員の手当を計上するという措置をとつておりま
す。また補習校につきましても教員の増加等いた
しております。そのほか、以上は外務省所管の予
算でございまして、文部省所管の予算におきまし
ても、教科書あるいは教材の整備等必要経費を計
上してございまして、全部合わせまして七億三千万
程度の予算を計上しておるわけでございまして。前
年度に比べまして相当大幅な増加になっておると
ころでございまして。

○山中(吉)委員 なお、一般の各省の調査を目的
とした役人というものは、非常に片すみに置かれ
て、不遇の位置にあると思ふのです。あるいは不
遇の位置といふことは不適当かもしれないが、
調査という任務から、諸外国を視察をせしめ、半留
學生的な視察をさせるということが非常に重要で
ある。ところが、どうも事務系統の者だけが絶えず
海外視察をして、肝心の調査を目的とした調査官
級の海外視察といふものがなかなかやらされな
い。これもドル減らしで、思い切つて各省、やは
りもう世界の中の日本、貿易立国であり、各資源
はほとんど外国から受けて工業が発達しておるの
であるから、平和国家をもつて任じておる、戦争
をしないので豊かにしようという国是の中にある日
本の行政官は、一度は全部海外を視察させるよう
にしたらどうか。このドルを単なる産業ベースに
よらないで、文化ベースで計画的に各省ずつと海
外を視察せしめる。十年に一回は見るといふ
ふうな計画を立ててはどうか、各省全体が。これ
も一つの積極的な円対策であると思ふのです
が、政務次官、いかがですか。

○大村政府委員 全体的には人事院の所管事項で
はないかと思ひますが、私、私見を申し上げます
れば、やはり視野を広めるということには必要で
ございまして。百聞は一見にしかずということばも
ありますので、本来なれば専門事項に打ち込んで
研究調査できるような方法であることが望ましい
と思ふのでありますが、現在までのあり方を検討

し、さらにこういうチャンスを生かすいい方法が
あれば、関係省庁とも相談してその方向で進めたい
と思ひます。
○山中(吉)委員 主計局次長、私の思想に賛成で
すか、あなたのほうで全部チェックするのですか
ら。

○辻(敏)政府委員 先ほどから御指摘のございま
した教育研究の面での国際交流の経費につきまし
ては、従来から予算的にも増額をはかつてござい
ます。逐次充実拡大をはかつてきたところでござ
います。
それから、ただいまお話のございました一般
行政官あるいは調査官クラスの問題につきまし
ては、各省においてそれぞれの外国旅費の範囲内
で措置をしておるところでございましてすけれど、
なお御指摘の点も合わせまして今後検討してまい
りたいと思ひております。

○山中(吉)委員 現在は高等学校の生徒が夏休
みにハワイにリクリエーションに行つたりする時代
なんです。農協の積み立て金で香港あたりにおば
あさんが行つたりしておるのです。この時代に、
外国を知らないで教壇に立つ資格はない、行政を
担当する資格はないと私は思つておるのです。時
代は変わつてきています。したがって、こういう方
面にもっと積極的に着眼をすべきである。
大体、円対策について経済ベースだけが偏重さ
れて、一番最後に福祉政策、その次に教育。文化
政策の拡充は一つもない。未来に対する目は閉じ
られておると思ふ。まことに遺憾である。私がい
ま申し上げたことを全部行なつても十億ドルくら
いしかかからないと見ておるのであります。それ
くらいはおやりになったらいかがであるか。何分
の二の一の円再切り上げを防止する大きな役割、
しかも未来に対する、日本の次代に対する責任の
ある円対策であると思ふのであります。各個人の
企業に対する利益とは関係ないので、ぜひ検討し
ていただきたいと思ふのであります。
私の質問はこれで終わります。ただ、そこに輪
銀總裁がおられて、何も答弁をされないのでは申

しわけないので、一つだけお聞きしておきます。

この法案の中で、重油、原油については関税の引き下げの除外をするという条文がたしかあったと思うのです。間違いないですね。――私は、これ以上、この狭い日本列島の中で人口が一億あり、世界の公害列島になるときに、この日本列島の中に石油コンビナートをつくるのは反対であります。一歩外へ出れば広大な地域があり、コンビナートの一つ、二つつくったところで公害が発生するような場所なんというのはほとんどない。だから、生産地域にこちらから資金を出して、国内で石油コンビナートをつくるよりも、思い切った外に一つ二つつくることがあつてしかるべきではないか。石油、原油の関税引き下げだけを除外するなんという法文を見たときに、まことに遺憾に思つた。むしろ外でやるべきである。そうしてできた石油を輸入するというくらいは構想を持つべきである。輸送の経費が一つの資金を運営するときには、やはりそれくらいは価値観を持つてしかるべきであると思うのですが、いかがですか、それをお聞きしておきます。

○澄田説明員 ただいまの御指摘の点でございますが、開発途上国等におきまして、あるいはそういった石油その他の資源を保有しておる国におきましても、そういった資源を自国の経済、社会の開発、発展のために役立てるという趣旨から、むしろ自国において精製あるいは製錬、加工というようなことを希望する、そういうケースもふえてきておるやうに伺つております。いま御指摘のやうに、日本の立場においてもそうでありまして、さらに開発途上国側においてもそういう要請が高まつてきておる、こういうときでありますので、日本に原油で持つてくる、あるいは鉱石で持つてくるというやうなことだけでなく、それを現地で精製し製錬、加工することなども逐次必要になつてくるというふうにも認識しております。今回御審議願つております日本輸出入銀行法の改正案におきましても、海外投資金融の拡大として、従来は設備だけでございましたものを、長期

運転資金も融資ができるというふうにもいたして

おりまして、御趣旨のやうな、日本から投資をして現地で精製する、そういうことができるやうに、そういう融資がふえるやうな改正案というこ

とになつておりますので、御趣旨を体して今後努力をいたしたいと思ひます。

○山中(吉)委員 私の質問はこれで終わります。

いま総裁の御意見も聞いて、これは国益に沿うと同時にまた後進国の国益にも沿うので、人口が非常に過疎である広大な地域については、私は決して国家エゴイズムを持つていないので、その方向は正しいと思ひますので、その方向の努力を、われわれも、日本政府も、円対策の中で各党も検討すべきではないかと思つておるわけでありま

す。

文教政策について、大政務次官も私の方向に賛意を表されたやうでありますし、大蔵省の各行

政官も聞いておられたやうでありますから、来年度の予算にどうあらわれるかと大いに期待をして、少なくとも未来に責任を持つ円対策であつてはしいというこを切望いたしまして、私の質問を終わります。

○金子委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時五十六分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

対外経済関係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 今次の円対策法案について大臣の昨日の答弁は、きわめて安易かつ樂觀的立場で、円切り上げを阻止できるかのお考えを表明されました。円の切り上げが、労働者にとつても中小企業者や農民にとつても何らのメリットを与えないばかりか、切り上げ不況が労働者の低賃金からの脱出の障害となり、農民は何らの対策なきま

ま農産物輸入自由化の脅威にさらされ、中小企業は、直接的被害者たる輸出関連部門はもちろん、それ以外の中小企業も景気後退のしわ寄せと犠牲を強く受けざるを得ない立場にあります。ただ一つ、輸入政策による物価引き下げの効果が期待されたけれども、それすら実現をしない。逆に消費者物価は高騰しつづつあります。まさに勤労大衆にとつて円の切り上げは罪惡にもひとしいと思ひます。これが再び切り上げをされるということになりま

したならば、今回の場合は一そう深刻な打撃をこれらの勤労大衆に与えることは必至でありま

す。

われわれはこの委員会において、円再切り上げを阻止するために多くの提案を行なつてまいりました。特に、円対策関係の閣僚懇談会の決定第五項目である福祉対策充実への財政政策を重点的に大胆に進めること、輸出急増による貿易収支のアンバランス、これを是正するためには輸出税を断行する、そして直接的效果をあげるとともに、それを福祉に方向づけることを主張いたしました。これについて政府の答弁はまことにあいまい、不誠意かつ不十分でありました。

しかも、一方において国内の外貨保有は、二週間で十六億ドルという勢いでドル売り殺到をしております。九月―十月の貿易収支の黒字は大幅な増加を示しております。外貨準備も急増し、年内にも二百億ドルを突破する情勢になつてまいりました。このことは、シュルツ・アメリカ財務長官のIMF総会における国際通貨調整の有効な指標として外貨準備高を使うというやうな発言に照らしましても、円切り上げに迫り込まれる情勢に向かつては進歩を遂げている、こゝろ見なければなら

ない。

にもかかわらず、今回の円対策法案は、質管令発動における遅延凌遅とも見合ひしてまことに不徹底、不十分な、及び腰のものでしかない。もし円切り上げを阻止し得なかつた場合、全責任は、まさに政府のこゝろのやうな腰の入れない、魂の

入らない安易な態度にあつたと言わなければなら

ないと思ひます。

そこで、私どもはこの際、政府に対するきびしい鞭撻を含めまして、この円切り上げに追い込まれない対策を徹底的に実行することを、警告を含めて申し上げる次第であります。大臣のこの点についての所信を最後にお伺ひをいたしたいと思ひ

わけでありまして、この質問は、野党各党代表が一名ずつ質問を終わりましたところでもとめて大臣の決意を込めた答弁をいただきたい、こゝろい

うに考えるわけでありまして、

以上で私の質問を終わります。

○金子委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 私いまの広瀬委員の意見と同感であります。政府は第三次円対策としての法律案を提出して審議してまいりましたが、いままでの質疑で明らかになつたことは、この法案で政府は円切り上げを回避できるというきわめて甘い見通しをしておりますけれども、その内容がきわめて不備なものである、円切り上げは避けられないではないかという点、さらに野党から各種補正すべき指摘があつたにもかかわらず、あえてこれを行なうとしない。したがつて、わが公明党は従来から、小手先の外貨減らし策では効果がないこと、成長第一、輸出優先、産業優先の経済政策を国民福祉優先に経済構造を転換して、総合的な対策をもつて切り上げ回避をはからなければなら

ない、こゝろいことを強く主張してまいりましたのであります。依然としてその根本姿勢が改められていないのであります。私は、こんななまぬるいものでは断じて再切り上げの内外の圧力を回避することではできない、こゝろいふやうに考えます。したがつて、もし方が一、円の再切り上げが行なわれて国民や中小企業の倒産、転廃業などの重圧がかかるやうな事態が生じた場合には、われわれ野党の主張を無視した政府が一切の責任を負うべきである、このことを植木大蔵大臣の前で明確に言

明して、この答を伺いたいと思ひます。答弁

は、先ほどの広瀬委員のとおり、最後にまとめて伺いたいと思います。

以上で終わります。

○金子委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 政府の希望の観測や楽観的な予測にもかかわらず、われわれは、円対策は非常にむずかしいだけでなく、もうほとんど不可能に近いと判断をしております。特に今回出された法案の程度のもので問題にならないというふうに私は考えておりますが、特に二、三点を要点だけ申し上げて御意見を承りたい。

第一は、対米姿勢の問題でございますけれども、アメリカは、円の切り上げということからいえば、ドルの切り下げになるわけですね。そのドルは、ドルであるからドルであるということがあるけれども、ドルは一国通貨、アメリカのドルは国際基軸通貨のドルであるから、いかなる場合においてもドルである姿は変えない。文句があるなら、そちらのほうが円でもマルクでも切り上げなさいという態度を変えてない。そして金との交換性の問題にもきわめて冷淡な態度をとっている、インフレについてもまじめな取り組みをやっていない。このアメリカの態度を変えさせないではたしてほんとうの円対策が講じ得るものがあるかどうか、これが第一の私の疑問であり、御意見を伺いたい。

それから第二は、円問題はやはり一つの大きな通貨外交問題である。その外交に必要なことは、外交の路線がはっきりすること、その外交の路線を推し進めていく場合の同志国家がなければならぬということなんです。ところが、日本の通貨外交を見ておると、去年もそうでありましたけれども、外交としての認識がない。外交の路線は、アメリカにくっついていくのか、あるいはブレジンスキーなんかも言っておるように、日本の外交路線はアンビギニティ、あいまいもこととしておるといことがいわれておりますが、私はそのとおりだと思いますが、特に、十カ国蔵相会議をやりまして、日本の円を守るというか、円の再切

り上げを回避するというところについてだれがほんとうに協力してくれるのであるか、そういう手はどこに打たれておるか。前回も、最後には一対九でアメリカが孤立するかと思つたら、日本が孤立してつめたことは明らか事実である。今後の問題について、日本の円を切り上げさせないためにいかなる国際の手が打たれておるか。手を打たないで日本だけが一対九で立ち向かいた場合に、あるいはヨーロッパとアメリカまでいまま手を握ろうとしておりますが、そういう情勢で、世界のヤマアラシみたいに日本は経済的にもさらわれておる、おそれられておる。そういう中で袋だたきにならないうためには、同志、協力者がなければならぬ。孤立した外交は問題にならないと思つておるが、その点に対してどういう配慮が行なわれておるか。

三番目は、一番政治に必要なものはタイミングの問題であります。社会資本の充実、社会福祉の充実の絶好のチャンスである、この中間會根ざんも、本会議だったか、答弁をされましたけれども、しかし、それもいまの段階でははや、悪いことではない、必要なことであるし、われわれ大いに強調いたしておりましたけれども、タイミングがもうずれてしまった。いまから社会福祉をやつて、毎日一億ドルをこえるような恩恵活動はどうして押えることができるか。そういう点について一番大事な経済政策のタイミングに対する感覚が全くずれておる。それを一休克服していただけるだけの自信がおりであるかということでもあります。

ポイント以上三つでありますけれども、しかし、これらの問題の本質は、いまの日本の経済の構造なり体質に問題があるのです。われわれから言うならば、資本主義の社会化や計画化というものはもと不可能なんです。そういう中でどういう対策を計画的に推進するということ自体にも無理があると思ひますけれども、それを越えてもなおやり得る自信があるかということでありま

最後に、先ほども各党から理事の御発言がありましたように、われわれのこうした警告、特に私は、今回田中内閣だけの問題ではなくして、長年にわたる自民党保守政権の体質ということが問題で、どうにもならないところまで追い込まれてしまったのだ、そういう意味での、そして今度のどりにもならない円対策を講じておられるという程度のやり方でありまして、われわれの警告を従来ともに無視してきた大きな政治的責任が円の切り上げの場合には一ぺんに爆発してくると思ひますが、それはいかなる形で受けとめられる御意思であるか。

以上の点をお伺いしたいと思ひます。

○金子委員長 小林政子君。

○小林委員 円再切り上げを防ぐためと称して今回政府が提案している対策は、全く問題にならないものでございます。これは、政府が第三次円対策を決定した直後からドル売りが急増している、このこと一つ見ても明らかでございます。円再切り上げを防ぐためには、大企業成長第一主義、輸出第一主義の政策を、国民生活優先に思い切つて大転換をすべきだというふうに考えます。大臣は、この立場に立つて思い切つてこれを根本的に転換をしていく用意があるかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○植木国務大臣 ただいま広瀬委員、松尾委員、竹本委員、小林委員の各位から、いろいろ御意見、御質問の御発言がございましたが、私といたしましては、国際収支の均衡のための対策を講ずることが、わが国といたしまして当面の緊急な課題であることは、いまさらあらためて申すまでもないであります。今後景気の本格的回復や昨来の通貨調整の効果の浸透に加わりまして、今回の対外経済政策の推進措置を強力に実行することによりまして、国際収支は着実に均衡の方向に向かい、円の再切り上げは必ず避けられると確信していることをあらためて申し上げます。

政府といたしましては、今後とも必要な施策を引き続き実行いたしまして、万全を期してまい

所存でございます。何とぞよろしく御了解を仰ぎたいと思ひます。

○金子委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○金子委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

対外経済関係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

昭和四十七年十一月十六日印刷

昭和四十七年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局